

第 3 回 嘉麻市水道事業経営審議会資料

令和 8 年 6 月
嘉麻市水道局

目 次

- 1 前回のおさらい
- 2 水道事業経費節減等に係る経過
- 3 水道料金算定試算
- 4 水道事業の効率化に向けた対応

1 前回のおさらい

第2回審議会における承認事項の整理

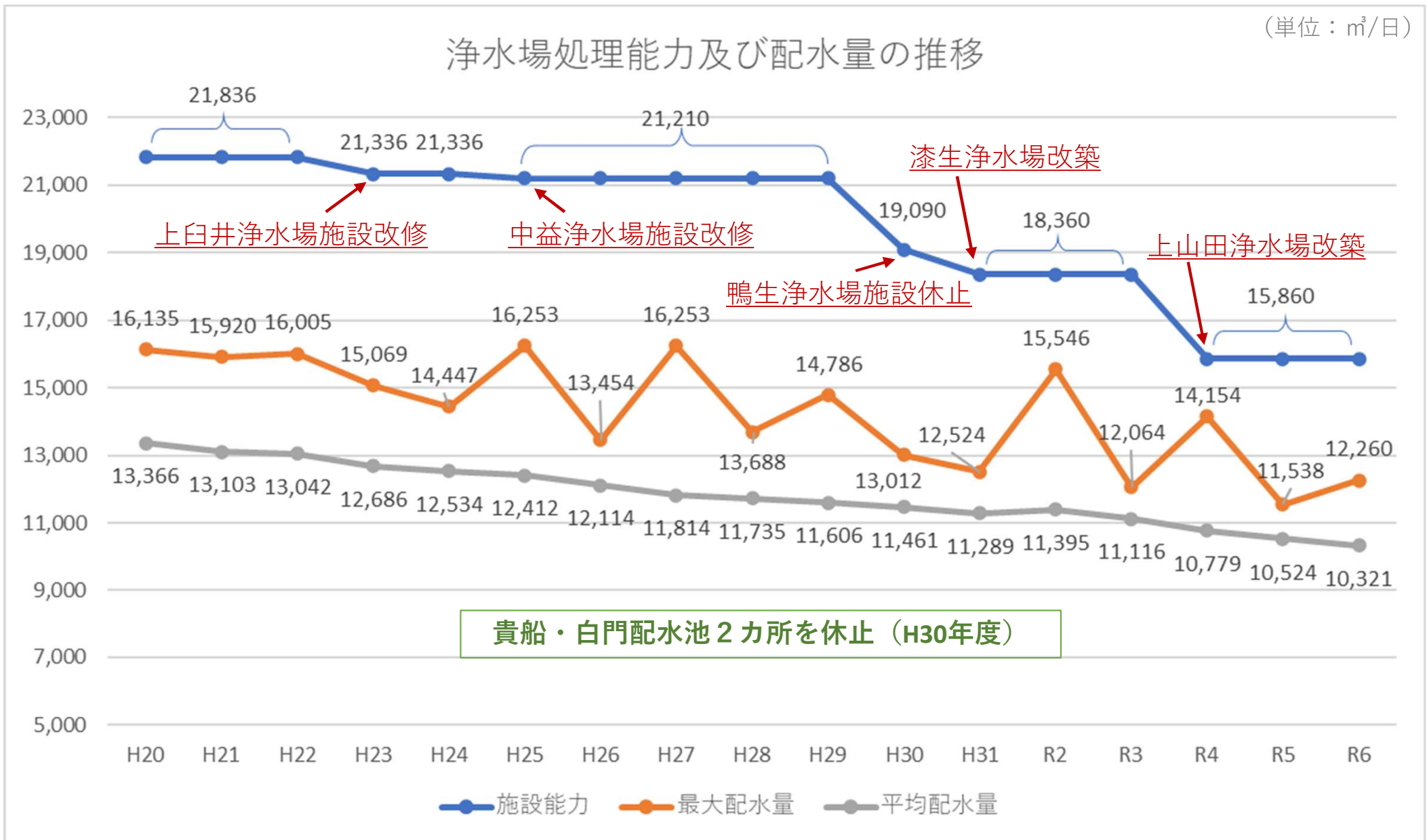
- ・ 数年後に見込まれる資金不足を解消するため、料金改定の検討を進める。
- ・ 料金の算定は、日本水道協会「水道料金算定要領」に基づき進める。
- ・ 算定期間については、5年を基本として試算する。
- ・ 料金体系は、二部料金制で口径別・単一型で検討する。

第3回審議会では

- ・ 総括原価及び個別原価の試算結果
- ・ 料金改定率の検討
- ・ 口径別料金設定に関する考え方の整理

2 水道事業経費節減等に係る経過

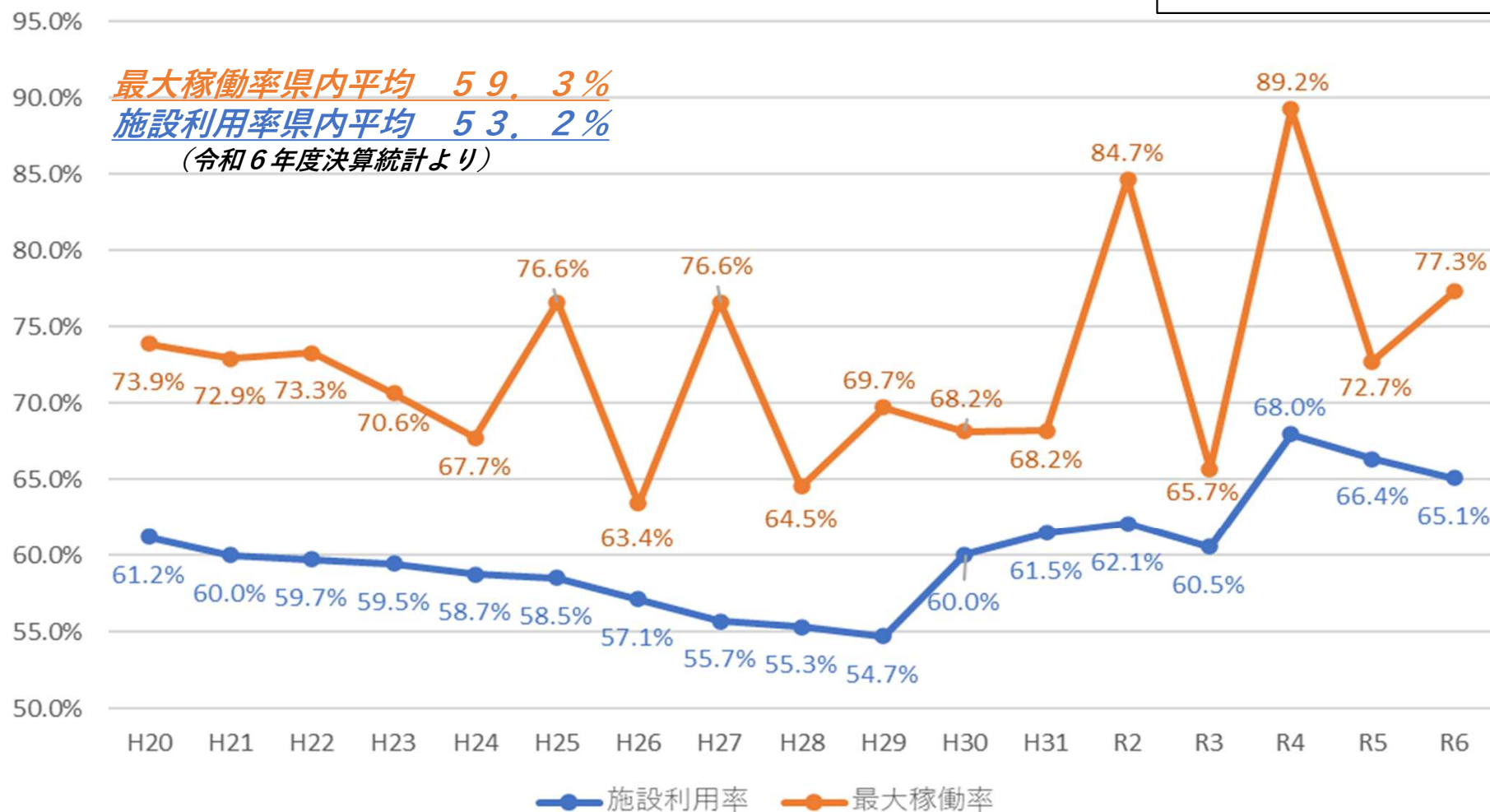
（１）水道事業経費節減等の取組



(1) 水道事業経費節減等の取組

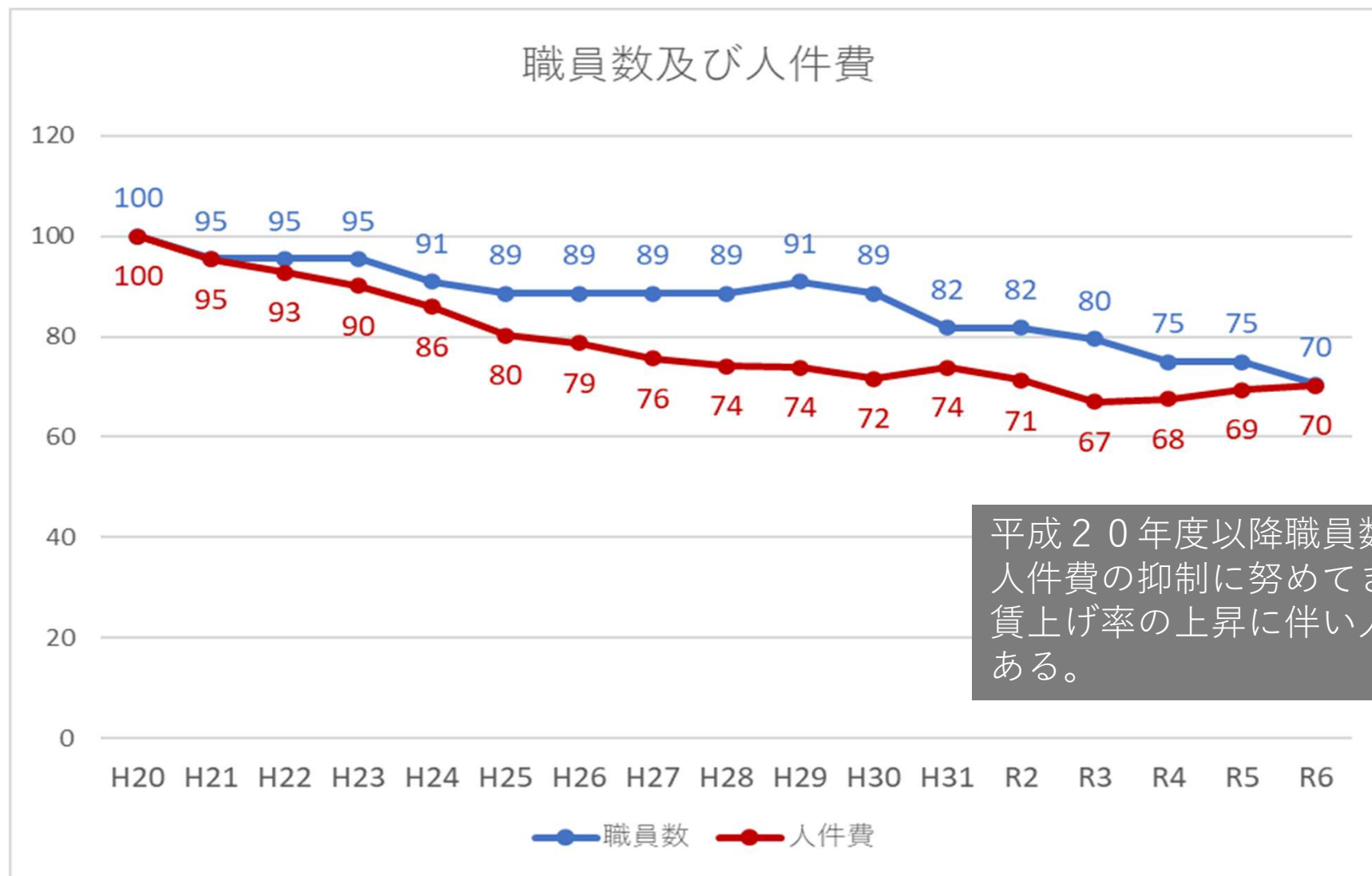
浄水場の稼働指標の推移

施設利用率や最大稼働率は、施設の利用状況を総合的に判断するうえで重要な指標で施設の配水能力に対する配水量の割合を示す。



- 施設利用率 (%) 一日平均配水量 ÷ 一日配水能力 × 100
- 最大稼働率 (%) 一日最大配水量 ÷ 一日配水能力 × 100

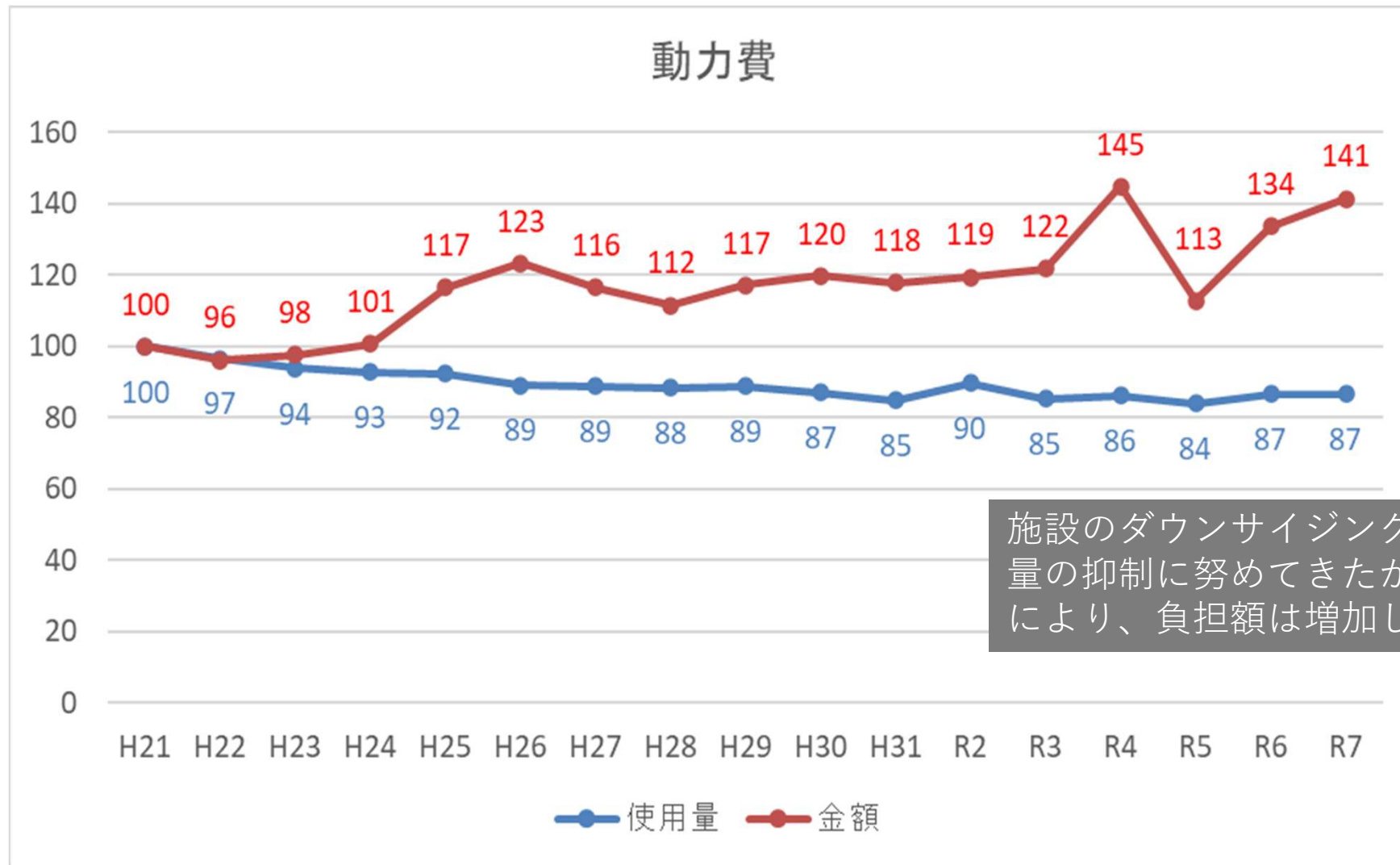
(1) 水道事業経費節減等の取組



平成20年度以降職員数を削減することで人件費の抑制に努めてきたが、ここ数年の賃上げ率の上昇に伴い人件費が増加傾向にある。

※このグラフは、平成20年度の職員数及び人件費（臨時・嘱託・会計年度職員含む）を100として以降の年度での職員数及び人件費の変化を比率で表している。

(1) 水道事業経費節減等の取組



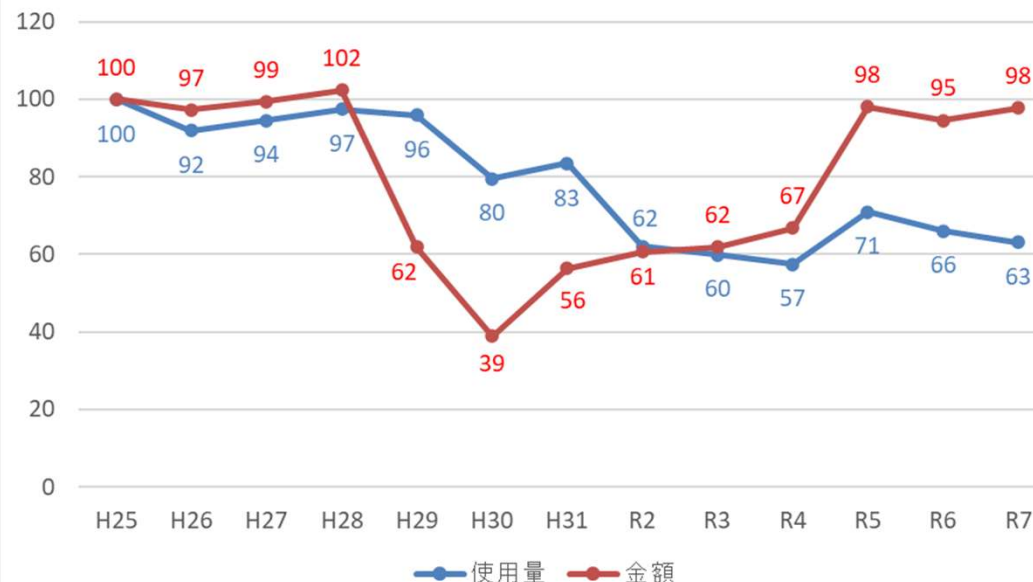
※このグラフは、平成21年度の動力費（浄水場等の高圧電力の使用量及び料金）を100として以降の年度での動力費の変化を比率で表している。

(1) 水道事業経費節減等の取組

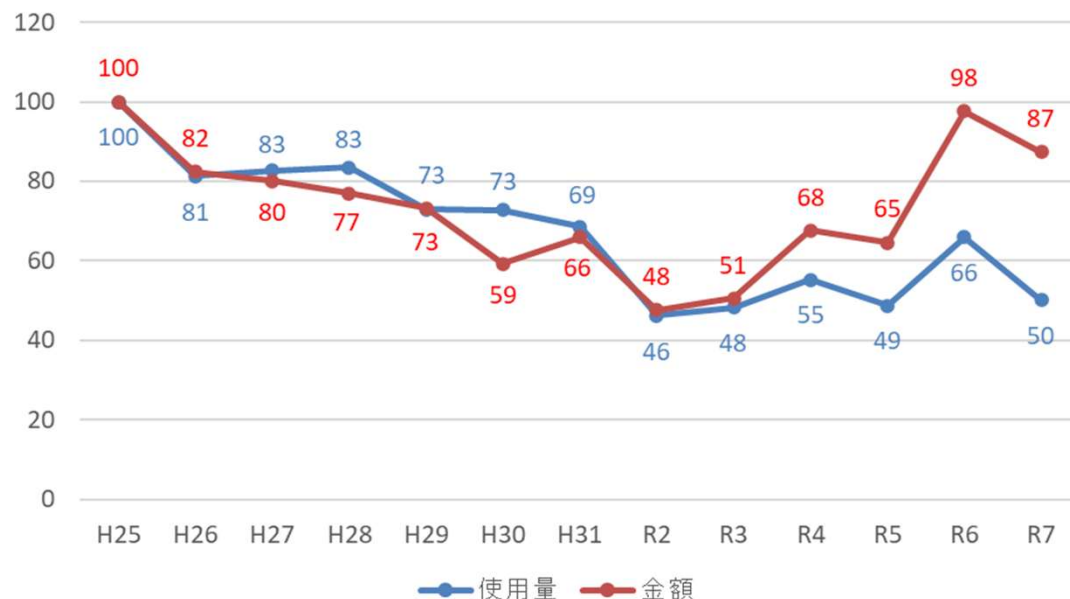
次亜塩素酸ナトリウムは、水道水の消毒に用いられ、蛇口で0.1mg/L以上（遊離残留塩素）を保つことが水道法で義務付けられている。

PAC（ポリ塩化アルミニウム）は、水処理において広く使われる無機凝集剤で、浄水の処理で威力を発揮し、特に微細な汚濁物質を短時間でまとめて凝縮させる効果がある。

次亜塩素酸ナトリウム



PAC(ポリ塩化アルミニウム)



施設のダウンサイジングに伴う配水量の減少により、薬品の使用量は平成25年度と比較し大幅に減少しているが、コロナ禍以降の令和3年度からの物価上昇の影響により、薬品費の負担額が上昇している。

※このグラフは、平成25年度の薬品（使用量及び料金）を100として以降の年度での動力費の変化を比率で表している。

(2) 水道事業における県内各指標の比較

令和6年度管路経年化率及び主要施設耐震化率県内比較

項 目	管路経年化率	浄水施設耐震化率	配水池耐震化率
北九州市	32.5%	59.2%	56.9%
福岡市	37.5%	66.8%	100.0%
大牟田市	24.8%	80.3%	100.0%
久留米市	31.2%	61.2%	70.0%
直方市	34.6%	32.2%	50.9%
飯塚市	26.5%	12.3%	73.6%
柳川市	31.9%	0.0%	52.9%
八女市	9.5%	6.6%	70.5%
筑後市	34.2%	0.0%	71.1%
大川市	31.1%	—	0.0%
行橋市	19.2%	0.0%	42.4%
豊前市	9.4%	0.0%	30.2%
中間市	26.6%	0.0%	82.4%
筑紫野市	8.9%	0.0%	51.9%
大野城市	13.6%	0.0%	100.0%
太宰府市	24.9%	47.6%	93.1%
古賀市	23.9%	0.0%	100.0%
宮若市	30.6%	0.0%	0.0%
嘉麻市	25.0%	71.9%	51.0%
朝倉市	26.8%	10.5%	81.3%
みやま市	27.8%	0.0%	30.2%
糸島市	27.9%	47.2%	66.7%
宇美町	19.1%	31.4%	61.8%
篠栗町	0.0%	0.0%	0.0%

項 目	管路経年化率	浄水施設耐震化率	配水池耐震化率
志免町	0.0%	100.0%	45.9%
須恵町	4.5%	100.0%	76.9%
新宮町	17.9%	0.0%	74.7%
久山町	10.1%	0.0%	0.0%
粕屋町	17.0%	66.7%	82.1%
岡垣町	38.1%	100.0%	0.0%
小竹町	0.0%	0.0%	0.0%
鞍手町	33.6%	0.0%	0.0%
桂川町	57.1%	0.0%	41.2%
筑前町	0.0%	—	100.0%
大木町	58.7%	—	—
広川町	0.0%	—	100.0%
香春町	36.5%	0.0%	12.6%
添田町	0.0%	44.4%	0.0%
大任町	0.0%	0.0%	0.0%
苅田町	16.4%	71.4%	33.3%
みやこ町	0.0%	46.0%	14.2%
吉富町	32.3%	0.0%	82.1%
築上町	6.8%	36.8%	27.4%
宗像地区事務組合	25.9%	0.0%	75.0%
三井水道企業団	17.9%	—	56.4%
春日那珂川水道企業団	38.1%	100.0%	100.0%
田川広域水道企業団	29.0%	0.0%	18.7%
県内平均	27.8%	52.9%	72.4%

《指標説明》

- ・ 管路経年化率：法定耐用年数（40年）を越えた水道管の延長が全管路延長に占める割合
- ・ 浄水施設耐震化率：耐震対策されている浄水施設能力／全浄水施設能力
- ・ 配水池耐震化率：耐震対策されている有効容量／全有効容量

出典：地方公営企業決算状況調査、上下水道施設の耐震化に関する緊急点検結果

(2) 水道事業における県内各指標の比較

令和6年度給水原価及び供給単価の県内比較

(単位：円)

事業所名	給水原価	供給単価	料金回収率	純利(損)益
1 嘉麻市	159.29	147.59	92.7%	△ 30,972
2 久留米市	159.34	173.79	109.1%	447,592
3 筑後市	159.40	185.02	116.1%	120,689
4 中間市	162.64	149.20	91.7%	△ 21,798
5 広川町	165.23	218.74	132.4%	87,524
6 桂川町	172.87	150.50	87.1%	△ 24,247
7 久山町	172.97	200.20	115.7%	49,495
8 行橋市	174.40	206.79	118.6%	458,901
9 大木町	176.72	193.09	109.3%	19,725
10 岡垣町	178.94	177.69	99.3%	30,801
11 みやま市	179.35	185.52	103.4%	23,472
12 篠栗町	180.31	191.66	106.3%	61,154
13 飯塚市	180.36	192.40	106.7%	226,645
14 北九州市	181.45	144.87	79.8%	△ 846,136
15 大野城市	182.99	196.75	107.5%	520,571
16 柳川市	184.10	180.97	98.3%	△ 11,485
17 春日那珂川水道企業団	188.38	184.54	98.0%	252,245
18 福岡市	190.95	217.98	114.2%	6,451,126
19 三井水道企業団	191.24	204.17	106.8%	170,461
20 吉富町	191.75	204.67	106.7%	11,392
21 鞍手町	191.81	185.43	96.7%	△ 2,682
22 糸島市	195.72	222.61	113.7%	264,516
23 宮若市	196.01	201.18	102.6%	32,197
24 粕屋町	196.36	211.61	107.8%	104,135

事業所名	給水原価	供給単価	料金回収率	純利(損)益
25 朝倉市	196.99	175.78	89.2%	△ 12,240
26 宗像地区事務組合	202.19	206.89	102.3%	328,825
27 太宰府市	203.86	211.24	103.6%	143,510
28 筑紫野市	206.93	213.43	103.1%	200,655
29 志免町	210.00	230.74	109.9%	164,727
30 新宮町	210.33	209.67	99.7%	76,734
31 須恵町	213.17	214.60	100.7%	30,977
32 大川市	213.81	212.58	99.4%	13,074
33 古賀市	219.82	213.52	97.1%	38,788
34 直方市	219.88	221.73	100.8%	142,904
35 大牟田市	223.94	224.57	100.3%	196,075
36 宇美町	224.56	216.95	96.6%	66,412
37 荏田町	225.11	210.56	93.5%	6,059
38 添田町	228.98	207.44	90.6%	△ 11,325
39 田川広域水道企業団	234.84	202.85	86.4%	△ 219,148
40 香春町	237.04	212.06	89.5%	△ 18,702
41 八女市	239.02	245.23	102.6%	27,643
42 豊前市	240.83	208.37	86.5%	△ 9,765
43 小竹町	249.31	216.56	86.9%	△ 10,726
44 築上町	260.77	250.65	96.1%	36,835
45 大任町	305.48	326.32	106.8%	14,923
46 筑前町	310.30	247.40	79.7%	32,386
47 みやこ町	497.84	225.06	45.2%	△ 2,454
県内平均	191.28	192.70	100.7%	

出典：令和6年度福岡県の水道

《指標説明》

- ・給水原価：水道水 1 m³を給水するために必要な経費を示す指標（コスト）
- ・供給単価：水道水 1 m³あたりをいくらで販売したかを示す指標（リターン）
- ・料金回収率：「供給単価/給水原価」で算定。100を下回ると水道料金収入では費用を賄えないことを意味する。

3 水道料金算定試算

(1) 総括原価に基づく水道料金算定

水道料金の設定・見直しに関する規定の改正

平成30年水道法改正により、水道料金の設定・見直しに関する規定も改正された。

別紙2

水道法施行規則第12条(供給規程)

一 料金が、イに掲げる額とロに掲げる額の合算額からハに掲げる額を控除して算定された額を基礎として、合理的かつ明確な根拠に基づき設定されたものであること。

二 第十七条の四第一項の試算を行つた場合（水道施設の更新を含む長期的な収支の試算）にあつては、前号イからハまでに掲げる額が、当該試算に基づき、算定時からおおむね3年後から5年後までの期間について算定されたものであること。

三 料金が、3～5年ごとの適切な時期に見直しを行うこととされていること。

		ハ	(営業収益)－(給水収益)
イ	人件費 薬品費 動力費 修繕費 受水費 減価償却費 資産減耗費 その他	}	費用
ロ	支払利息		
	・ 資産維持費(水道施設の計画的な更新等の原資として内部留保すべき額)	}	利益 (内部留保)
		水道料金を設定する基礎	

資産維持費：

日本水道協会の「水道料金算定要領」には、対象資産^(※)に対して3%を標準として計上するとされている。

(※対象資産：将来的に維持すべきと判断される償却資産)

損益計算書の「当年度純利益」に計上

(1) 総括原価に基づく水道料金算定

◎ 総括原価算定に基づく目標設定及び条件の整理

項 目		目標値	設定値の考え方
投資的経費	管路	2.2億円/年	施設・管路更新計画に基づき、老朽化した資産の更新に係る算定期間中（R9～R13年度）の投資見込額を目標値として設定し総括原価に反映する。
	構造物・設備等	0.7億円/年	
給水収益に対する起債残高		300%以上	当該指数が300%を超えることが交付金の活用要件の一部となっているため、将来的な活用を想定し目標値として設定。
料金回収率		100%以上	水道法施行規則により100%以上となることが求められており、独立採算制の基本となる要件であること。また、交付金の活用要件でもあるため、目標値として設定。
内部留保資金残高		3億円以上	災害等の発生における不測の事態に対応するための資金として給水収益の50%相当の内部留保資金確保を目標値として設定。



《総括原価算定における諸条件》

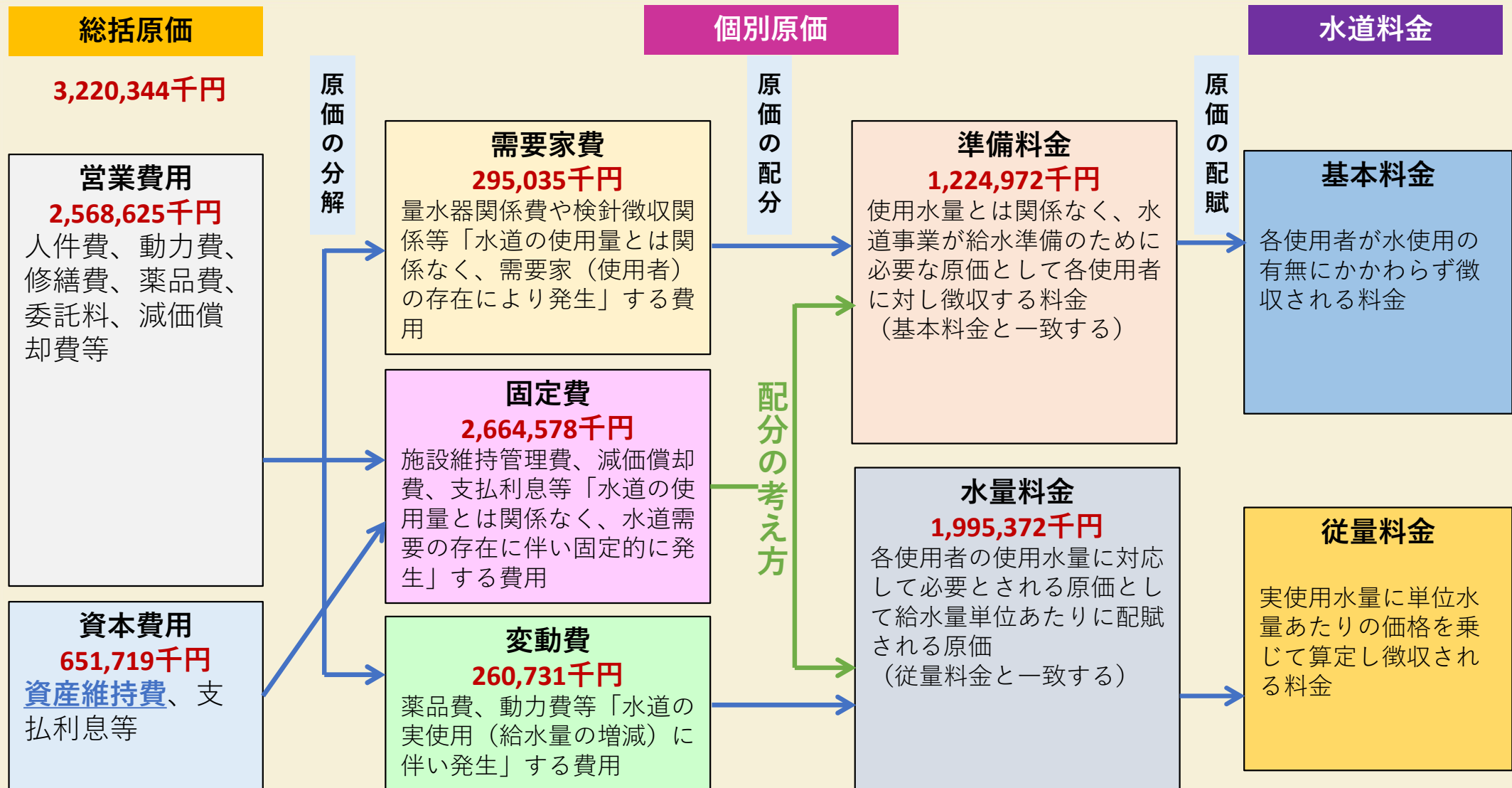
- ▶ 算定期間は令和9年度から令和13年度の5年間における経費を基本とする。
- ▶ 水道施設の更新等に係る投資的事業に係る財源として企業債（起債）を活用することとし、管路更新においては、事業費の50%、大規模な施設の更新においては事業費全額を見込む。
- ▶ 資産維持費の算定においては、投資的事業における企業債の活用及び算定期間中における企業債償還金の減少を踏まえ2%※で設定する。 ※水道料金算定要領では3%が標準と示されている。

（参考 企業債償還額 令和6年度：3億円（償還額のピーク） → 令和13年度：1.3億円（見込）

(1) 総括原価に基づく水道料金算定

◎ 総括原価及び個別原価

総括原価の分解と料金体系への配賦



(1) 総括原価に基づく水道料金算定

◎ 資産維持費の算定について

資産維持費とは・・・

給水サービス水準の維持向上及び施設実体の維持のために必要となる事業内での再投資に対する額であり、その内容は、施設の建設、改良、再構築及び企業債の償還等に必要な所要額とされる。

《資産維持費の算定》

● 算定期間中の償却資産の残高

(単位：千円)

施設部門		帳簿価格	備 考
原浄水施設		1,834,221	取水、導水、浄水、送水施設
配給水施設		3,726,431	配水施設
一般管理 業務施設	検針集金関係施設	855	検針・集金関係資産
	量水器関係施設	5,383	量水器等
	その他管理業務施設	0	
計		5,566,890	

※帳簿価格はR9年度とR13年度の帳簿価格残高の平均値

● 資産維持費算定

対象資産	①	5,566,890千円
資産維持率	②	2.0%/年
料金算定期間	③	5年
資産維持費	①×②×③	556,690千円

※水道料金算定要領では資産維持率3%が標準

● 算定期間中の再投資額と財源の比較

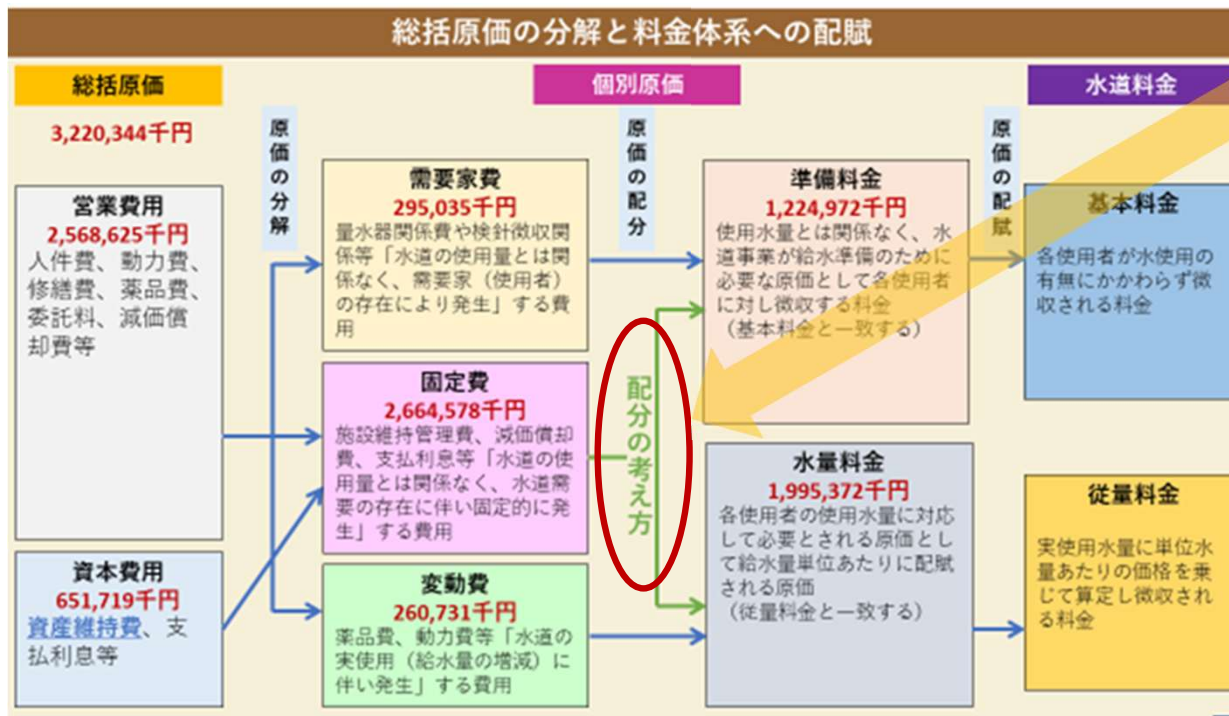
投 資 額		財 源	
建設改良事業	2,061,782千円	企業債	1,268,740千円
企業債償還金	810,028千円	減価償却費等	1,074,018千円
		R9年度内部留保資金	294,094千円
		資産維持費	556,690千円
合 計	2,871,810千円	合 計	3,193,542千円

企業債償還金の負担額の減少が見込まれるなか、目標設定における企業債の活用等を見込み、資産維持率2%に設定することで、目標値で定める**内部留保資金3億円を確保**することが可能となる。

財源3,193,542千円－投資額2,871,810千円
＝**321,732千円**

(1) 総括原価に基づく水道料金算定

◎ 固定費の原価配分について



固定費は一定の基準をもって、準備料金と水量料金へ配分することとなる。

水道料金算定要領には4つの配分基準が定められている。

1 負荷率	平均給水量/最大給水量	84.2%
2 施設利用率	平均給水量/浄水施設能力	65.1%
3 最大稼働率	最大給水量/浄水施設能力	77.3%
4 償却資産割合	配給水施設/償却資産合計	66.9%

項 目	準備料金	水量料金
算定式	1 - 水量料金配分比率	1 日平均配水量 / 1 日配水能力
配分割合	34.9%	65.1%
配分額	929,937千円	1,734,641千円
供給実績	35.6%	64.4%

《配分基準》
水道料金算定要領に基づき、配分比率が実績に近似する施設利用率を採用する。

過去の実績に基づく基本水量と超過水量の割合

(1) 総括原価に基づく水道料金算定

◎総括原価の配賦による基本料金改定額

項 目				13mm	20mm	25mm	30mm	40mm	50mm	75mm	100mm
基本 料 金	需 要 家 費	検針・集金 関係費	246,305千円	280円	280円	280円	280円	280円	280円	280円	280円
		量水器 関係費	48,730千円	50円	70円	80円	270円	300円	520円	1,560円	2,350円
	固定費		929,937千円	820円	2,050円	3,290円	4,650円	8,950円	14,430円	34,490円	63,550円
	計		1,224,972千円	1,150円	2,400円	3,650円	5,200円	9,530円	15,230円	36,330円	66,180円
現行基本料金				980円	1,080円	1,160円	1,270円	1,540円	1,880円	3,080円	4,760円

◎総括原価の配賦による従量料金改定額

従 量 料 金	固定費	1,734,641千円	$1,734,641 \text{ 千円} \div 9,754 \text{ 千 m}^3 = 177.8 \text{ 円}$
	変動費	260,731千円	$260,731 \text{ 千円} \div 9,754 \text{ 千 m}^3 = 26.7 \text{ 円}$
	合計	1,995,372千円	$177.8 \text{ 円} + 26.7 \text{ 円} = 204.5 \text{ 円}$
現行従量料金			150円

※9, 754 千 m³は算定期間中における有収水量

(1) 総括原価に基づく水道料金算定

◎基本料金の口径別配分の算定について

項目	算定方法
検針・集金関係	検針・集金関係経費を算定期間中の調定件数で割った金額を均等に配賦
量水器関係	量水器の口径別購入単価を基に、口径別の調定件数と取得価格の積に比例するよう配賦
固定費	理論流量比（ウィリアムズ・ヘーゼンの公式に基づく流量比）に料金算定要領の地域の使用実態等を考慮した補正係数を乗じて算定した流量比により各使用者群に配賦する。

《固定費の口径別配賦算定方法》

水道料金算定要領に示されている口径別の配賦比率

口径	理論流量比	地域需要実態補正	要領補正係数
13mm	1.00	1.00	1.00
20mm	3.10	0.81	2.51
25mm	5.58	0.72	4.02
30mm	9.02	0.66	5.95
40mm	19.22	0.57	10.96
50mm	34.56	0.51	17.63
75mm	100.40	0.42	42.17
100mm	213.96	0.36	77.03

※理論流量比

13mmの管の理論流量を1としたときに他の口径の管の理論流量が何倍になるかを表す比率

※地域の需要実態を考慮した補正係数

理論流量比を緩和して補正配賦することが適当と判断され、東京都の実態調査の結果を参考に補正係数として設定されたもの。

(1) 総括原価に基づく水道料金算定

口径	調定件数 (毎月) (a)	設定流量比 (b)	口径別総合配賦率		固定費の配賦	
			(a) × (b)	左の百分率	総 額	1件当たり月額
13mm	800,184	1.00	800,184	70.40%	654,676	818.16
20mm	63,780	2.51	160,152	14.09%	131,028	2,054.37
25mm	10,740	4.02	43,149	3.80%	35,338	3,290.32
30mm	180	5.95	1,072	0.09%	837	4,650.00
40mm	5,100	10.96	55,873	4.91%	45,660	8,952.94
50mm	2,340	17.63	41,244	3.63%	33,757	14,426.07
75mm	720	42.17	30,361	2.67%	24,829	34,484.72
100mm	60	77.03	4,622	0.41%	3,813	63,550.00
計	883,104	—	1,136,655	100.00%	929,937	—

18ページの固定費口径別配賦額

前ページの口径別配賦比率

18ページの固定費の額

(2) 総括原価に基づく水道料金の改定案と現行料金の比較

◎基本料金

口径	水量	現行	資産維持費 2 %	
			改定後	差
13mm	4m ³ まで	490	575	85
	8m ³ まで	980	1,150	170
20mm	4m ³ まで	540	1,200	660
	8m ³ まで	1,080	2,400	1,320
25mm	4m ³ まで	580	1,825	1,245
	8m ³ まで	1,160	3,650	2,490
30mm	8m ³ まで	1,270	5,200	3,930
40mm	8m ³ まで	1,540	9,540	8,000
50mm	8m ³ まで	1,880	15,230	13,350
75mm	8m ³ まで	3,080	36,330	33,250
100mm	8m ³ まで	4,760	66,180	61,420

◎超過料金

口径	水量	現行	資産維持費 2 %	
			標準	差
全口径	1m ³ につき	150	205	55

この料金表に伴う料金改定率は37%となる。

◎料金改定に伴う1か月分水道料金負担モデルケース比較

口径	使用 水量	現行 料金	資産維持費 2 %		利用モデル
			料金	上昇率	
13mm	4m ³	539	633	17.3%	高齢者単身世帯
	8m ³	1,078	1,265	17.3%	平均的な単身世帯
	20m ³	3,058	3,971	29.9%	家族3人
	40m ³	6,358	8,481	33.4%	家族5人
20mm	4m ³	594	1,320	122.2%	高齢者単身世帯
	8m ³	1,188	2,640	122.2%	平均的な単身世帯
	24m ³	3,828	6,248	63.2%	家族3人
	40m ³	6,468	9,856	52.4%	家族5人
25mm	40m ³	6,556	11,231	71.3%	家族5人
	75m ³	12,221	19,124	56.5%	平均的な使用水量
30mm	300m ³	49,577	71,566	44.4%	平均的な使用水量
40mm	400m ³	66,374	98,890	49.0%	平均的な使用水量
50mm	500m ³	83,248	127,699	53.4%	平均的な使用水量
75mm	800m ³	134,068	218,559	63.0%	平均的な使用水量
100mm	1,800m ³	300,916	476,894	58.5%	平均的な使用水量

※この表の金額は消費税相当額10%を含む

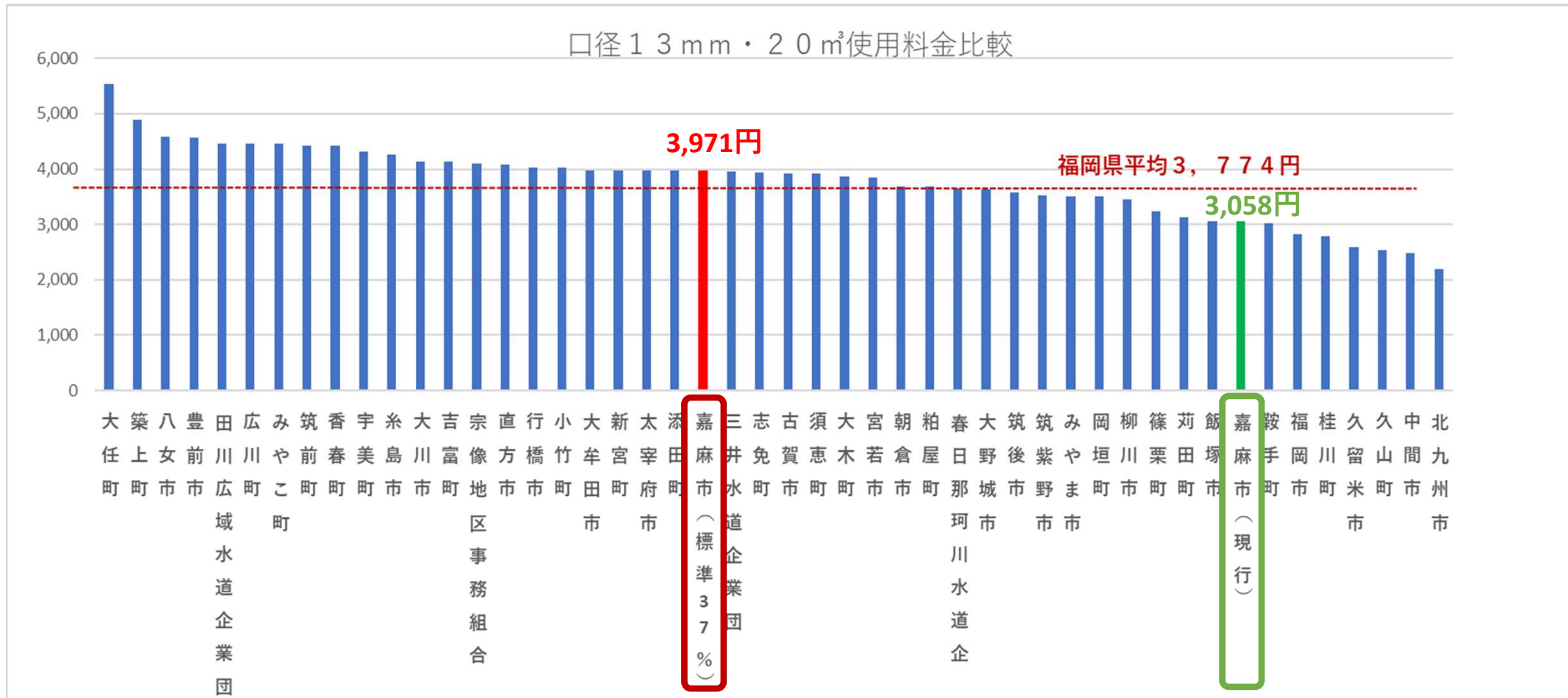
(2) 総括原価に基づく水道料金の改定案と現行料金の比較

◎ 37%改定による県内水道事業体等との料金比較表（参考）

口径	使用 水量	嘉麻市 改定案 37%	飯塚市	田川広域	八女市	筑後市	苅田町	大牟田市	大野城市	篠栗町	利用モデル
13mm	4m ³	633	1,210	1,067	2,244	1,870	1,628	1,210	1,100	1,320	高齢者単身世帯
	8m ³	1,265	1,353	1,067	2,244	1,870	1,628	1,210	1,364	1,320	平均的な単身世帯
	20m ³	3,971	3,058	4,459	4,598	3,520	3,443	3,982	3,630	3,245	家族3人
	40m ³	8,481	7,348	10,113	9,306	6,820	7,293	10,428	9,570	8,305	家族5人
20mm	4m ³	1,320	1,826	1,133	2,244	1,870	2,178	1,210	1,650	2,640	高齢者単身世帯
	8m ³	2,640	1,969	1,133	2,244	1,870	2,178	1,210	1,914	2,640	平均的な単身世帯
	24m ³	6,248	4,532	5,656	5,539	4,180	4,719	5,271	5,280	5,489	家族3人
	40m ³	9,856	7,964	10,179	9,306	6,820	7,843	10,428	10,120	9,625	家族5人
25mm	40m ³	11,231	8,470	10,245	9,515	7,315	8,349	10,615	12,045	10,945	家族5人
	75m ³	19,124	17,215	20,139	17,754	13,090	15,471	21,895	24,750	21,532	平均的な使用水量
30mm	300m ³	71,566	—	85,716	—	50,600	—	96,481	—	101,970	平均的な使用水量
40mm	400m ³	98,890	115,137	116,329	94,897	67,540	111,078	133,166	148,555	149,600	平均的な使用水量
50mm	500m ³	127,699	148,291	147,624	120,560	84,700	143,825	170,126	190,542	200,970	平均的な使用水量
75mm	800m ³	218,559	245,795	242,884	198,209	136,400	269,500	280,016	304,601	361,680	平均的な使用水量
100mm	1,800m ³	476,894	549,065	539,488	—	—	728,090	620,466	—	—	平均的な使用水量

(2) 総括原価に基づく水道料金の改定案と現行料金の比較

◎ 37%改定による県内水道事業体等との料金比較表（参考）



(2) 総括原価に基づく水道料金の改定案と現行料金の比較

◎ 37%改定による収支及び補てん財源の見通し

項目		R9 1年目	R10 2年目	R11 3年目	R12 4年目	R13 5年目	R14 6年目	R15 7年目
収益的支出		594,018	613,189	609,963	598,351	599,918	625,117	676,212
な改 し定	収益的収入	541,975	529,816	521,455	505,043	498,887	485,204	476,198
	収 支	△ 52,043	△ 83,373	△ 88,508	△ 93,308	△ 101,031	△ 139,913	△ 200,014
	補てん財源	126,718	△ 43,143	△ 185,120	△ 327,733	△ 426,717	△ 517,827	△ 725,635
3改 7定 %率	収益的収入	714,000	698,239	687,743	668,339	659,651	642,515	630,678
	収 支	119,982	85,050	77,780	69,988	59,733	17,398	△ 45,534
	補てん財源	298,743	297,305	321,616	342,300	404,079	470,280	416,952

37%改定による収支及び補てん財源残高の見込においては、改定後5年目の令和13年度において、約6千万円の黒字で推移し、内部留保資金となる補てん財源については、改定後3年目の令和11年度には目標値の3億円を達成できるものとなる。ただし、令和15年度には4千5百万円程度の赤字に転落する見込みであり、令和13年度以降に改めて料金改定を検討する必要がある。

◎この料金改定案に係る課題について

- ・ 内部留保資金を3億円以上の確保を目標として資産維持費の確保に係る割合を2%に設定しているが、資産維持費の確保に係る割合別の資料を策定し、収支及び内部留保資金の推移を検討。
- ・ 固定費の口径別配賦において、水道料金算定要領に示される口径別の設定流量比により算定しているが、20ページの「モデルケース比較」において、20mm及び25mm利用者の負担額が大幅に上昇することから、口径別の負担増加割合の平準化を検討する必要がある。

※ 次回審議会において、上記課題に対する対応案を提示する。

4 水道料金算定試算

(1) 水道料金以外の収入確保について

◎水道加入金の状況

料金回収率100%以下の水道事業体において、水道加入金に伴う収入により水道料金収入の不足分を補い、損益収支が黒字にて運営している事業体がある。

口径	嘉麻市	飯塚市	桂川町	直方市	田川広域	宮若市	筑後市	春日那珂川	古賀市
13mm	35,000	50,000	50,000	75,000	50,000	60,000	30,000	110,000	200,000
20mm	70,000	135,000	150,000	115,000	130,000	120,000	70,000	308,000	300,000
25mm	120,000	220,000	250,000	150,000	230,000	240,000	110,000	495,000	450,000
30mm	150,000	—	450,000	—	250,000	480,000	160,000	—	800,000
40mm	300,000	675,000	800,000	500,000	730,000	800,000	280,000	1,485,000	1,500,000
50mm	450,000	1,000,000	1,200,000	1,000,000	1,250,000	1,600,000	450,000	2,277,000	2,000,000
75mm	1,000,000	2,500,000	別に定める額	2,500,000	3,390,000	3,000,000	1,000,000	5,500,000	5,000,000
100mm	別に定める額	4,250,000	別に定める額	5,000,000	別に定める額	別に定める額	1,700,000	9,658,000	10,000,000

※水道加入金とは・・・

新しく水道を使い始めるときやメーター口径を大きくするときに、水道施設の整備費用や既存利用者との負担の公平を図るため、水道施設等の整備に要する経費の一部を負担いただくもの。

《水道加入金の増額に係るメリットとデメリット》

- ▶メリット・・・水道事業内の収入額の増加につながる。
- ▶デメリット・・・水道加入金が高額になると、新規での水道申込（新築住宅の建築等）が減少し、水道利用者増加の妨げにつながる可能性がある。

※人口密度の高い自治体は加入金の額を高額設定し、人口流入抑制を図る例もある。

（１）水道料金以外の収入確保について

◎各種手数料の状況

種別	口径	単位	嘉麻市	飯塚市	桂川町	直方市		田川広域	宮若市	筑後市	八女市	大川市
			金額	金額	金額	区分	金額	金額	金額	金額	金額	金額
設計審査 手数料	20mm以下	1件につき	1,000円	750円	1,000円	新設	5,000円	3,500円	給水装置の新設等の申込み 新設 1,000円 増設 500円 工事一時使用 1,000円 鉱害復旧 500円 設計審査 5,000円未満 150円 10,000円未満 300円 10,000円以上 100分3	口径20ミリメートルまで 1,000円 口径25ミリメートル 1,500円 口径30ミリメートル 2,500円 口径40ミリメートル 4,000円 口径50ミリメートル 6,000円 口径75ミリメートル以上 10,000円	13ミリメートルから25ミリメートルまで 3,000円 40ミリメートルから50ミリメートルまで 10,000円 75ミリメートル以上 20,000円	給水管口径が25ミリメートル以下 3,000円 給水管口径が25ミリメートルを超えるもの 10,000円
						改造	4,000円					
	25mm以上	1件につき	2,000円	1,500円	2,000円	一時用	3,000円					
しゅん工検査 手数料	20mm以下	1件につき	2,000円	1,500円	2,000円	新設	4,000円	4,000円	5,000円未満 150円 10,000円未満 300円 10,000円以上 100分3			
						改造	4,000円					
	25mm以上	1件につき	4,000円	3,000円	4,000円	一時用	3,000円					
指定給水装置工事事業者の指定手数料	1件につき		30,000円	10,000円	30,000円	10,000円		10,000円	3,000円	5,000円	5,000円	5,000円
指定給水装置工事事業者の更新手数料	1件につき		3,000円	2,000円	3,000円	5,000円		10,000円	3,000円	5,000円	5,000円	5,000円

(2) 経営改善に向けた取り組み

《短期》

▶水道メータ検針周期の検討

団体名	嘉麻市	飯塚市	桂川町	直方市	田川広域	宮若市	筑後市	八女市	大川市
検針周期	毎月	隔月	毎月	毎月	隔月（偶数月）	一部毎月・ほぼ隔月	隔月	隔月（偶数月）	隔月
請求	毎月	隔月	毎月	毎月	隔月	毎月	隔月	隔月	隔月

《毎月検針》使用量管理や漏水検知に有利で支払いの細かい管理が可能だが、コストが高く業務効率は低くなる。
《隔月検針》2か月に1回の検針でコスト削減や業務効率向上に優れる一方、漏水発見や使用量把握が遅れる可能性がある。

▶浄水場管理、検針徴収業務等の民間委託の検討

市職員数の削減等が進められるなか、水道事業の安定的な運営を確保するためには、民間企業への業務委託を検討する必要がある。民間事業者の専門的なノウハウを活用した、事業の効率化とサービスの質の向上を図る。なお、昨今の人件費の高騰による影響を踏まえ、包括的な業務委託を前提として、費用対効果を検証しつつ、今回の料金改定算定期間内での実現に向けて取り組んでいく。

《中長期》

▶DX・ICTの活用による業務効率化

管路、施設の遠隔監視やスマートメーター導入による人的コストの削減について検討を進める。今後予定している浄水場の更新等においてICTの活用による効率化や施設の統廃合を含めた検討を実施し、国庫補助金等の有利な財源等の活用を検討しながら、将来に向けたコスト削減を意識して中長期的な検討を行う。

▶広域的経営統合

今後も人口減少が見込まれる状況において、小規模事業体では経営コストの増加やマンパワー不足など、より多くの課題が生じてくる。事業の広域化によるスケールメリットを活かした近隣市町との業務の共同化や経営の一体化、最終的には事業統合を見据えた協議検討を県の協力を得ながら取り組んでいく。

第3回審議会のまとめ

- ・ 水道料金算定要領に基づく水道料金改定額を算出
- ・ 内部留保資金の目標額及び資産維持費割合の設定に係る課題の抽出
- ・ 固定費の口径別配賦に係る設定流量比の平準化に係る課題の抽出
- ・ 水道加入金や各種手数料による収入額増の検討

第4回審議会の検討事項

- ・ 資産維持費の設定比率及び口径別設定流量比の平準化に係る各種比較
- ・ 料金収入以外の収入確保に関する考え方の整理
- ・ 審議会答申に関する素案の提示